

軽トラック賃貸借

仕 様 書

令和8年度

二戸地区広域行政事務組合二戸消防署

仕様書

1 総則

この仕様書（以下「本仕様書」という。）は、二戸地区広域行政事務組合二戸消防署（以下「当署」という。）が令和8年度に契約する軽トラック（以下「当車両」という。）の賃貸借について、必要な事項を定める。

2 契約方式

メンテナンスリース（クローズドエンド契約）

3 契約期間

登録日から起算して60か月間

4 納入期限

令和8年10月30日（金）

※登録日から起算して5日以内に納入すること。

5 納入場所

二戸地区広域行政事務組合二戸消防署軽米分署（九戸郡軽米町大字軽米3-74-1）

6 数量

1台（令和8年度に製造された新車）

7 主要諸元

- | | |
|------------|---------------------------|
| (1) エンジン | 水冷4サイクルガソリンエンジン |
| (2) 総排気量 | 660cc以下 |
| (3) 最高出力 | 公称出力が37kw（50ps）以上 |
| (4) 駆動方式 | 4輪駆動 |
| (5) 変速装置 | マニュアルトランスミッション（前進5段、後退1段） |
| (6) 軸間距離 | 1,900 mm程度 |
| (7) 車両の長さ | 3,400 mm以下 |
| (8) 車両の幅 | 1,480 mm以下 |
| (9) 車両の高さ | 1,800 mm以下 |
| (10) 荷台長 | 1,940 mm以上 |
| (11) 車両総重量 | 1,300 kg未満 |
| (12) 乗車定員 | 2名 |

8 車体色

ホワイト又はシルバー

9 主要装備

- (1) 寒冷地仕様

- (2) エアコン
- (3) パワーステアリング
- (4) 高低速2段切替え式パートタイム4WD（デフロック付）
- (5) 衝突被害軽減ブレーキ及び誤発進抑制装置
- (6) リヤ4枚リーフスプリング
- (7) パワードアロック
- (8) AM/FMラジオ
- (9) 荷台作業灯
- (10) バックブザー
- (11) パワーウィンドー
- (12) 電波式キーレスエントリー
- (13) LEDヘッドランプ

10 取付品及び付属品

- (1) サイドバイザー
- (2) ゲートプロテクター
- (3) ガードフレームプロテクター
- (4) フロアマット（ラバー）
- (5) 荷台ゴムマット
- (6) 積荷シート
- (7) 冬用ワイパー
- (8) B S製スタッドレスタイヤ（純正スチールホイール付）
- (9) 文字入れ（前部ドア左右、黒色、AR丸ゴシック体Eで「二戸広域消防」）

11 契約に含まれる事項

- (1) 登録納車費用
- (2) 軽自動車税（環境性能割・種別割）
- (3) 自動車重量税
- (4) 自動車賠償責任保険
- (5) リサイクル料
- (6) 車検
- (7) 法定点検整備
- (8) 6か月点検
- (9) 一般修理
- (10) 各種オイル交換

- (11) エンジンオイルエレメント交換
 - (12) バッテリー交換（1個）
 - (13) タイヤ交換（ラジアル4本、BS製スタッドレス4本）
 - (14) ワイパー交換
- 12 月間走行距離
約600km
- 13 賃借料支払い
賃借料総額を月割りし、支払うものとする。
- 14 登録、検査、受領及び保証等
- (1) 登録
借受人を車両の使用者として登録すること。
 - (2) 納入検査
ア 当署職員及び納入者が立会いのうえ実施する。
イ 納入物品に瑕疵等があった場合、速やかに交換すること。
 - (3) 受領
納入検査の実施後、当署が合格と認めた場合に受領するものとする。
 - (4) 保証
製作及び材料不良等に起因する故障等問題が生じた場合、受注者の責任において無償で是正修復するものとする。
- 15 その他
- (1) 当車両は、本仕様書に定める事項をすべて満たすものであること。
 - (2) 契約に当たっては本仕様書を熟知し、疑問な点は当署と十分協議の上契約すること。また、契約後の一切の疑義は、当署解釈に従うこと。
なお、質疑応答事項は、本仕様書の追補とする。
 - (3) 受注者は、納入までに発生したいかなる事故に対してもその責任を負うものとする。
 - (4) 本仕様書に定めない事項又は細部についての疑義及び不明事項が生じたときは、直ちに当署と協議すること。
なお、諸々の理由により本仕様書に変更を必要とするときは、直ちに当署に連絡し、その指示を受けた後、速やかに確認の函書を提出して承認を受けること。
 - (5) 本仕様書に定めない事項について、メーカーの公表した仕様並びに機能上、当然必要と思われるものは対応すること。
 - (6) 納入物品は、新規製品とすること。

(7) 受注者は、納入時、当車両の取扱いについて技術指導を行うこと。